

国際ファッショント専門職大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針

2019年4月1日制定
2021年12月2日改定

国際ファッショント専門職大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」平成19年2月15日付（令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、次のとおり不正防止に関する基本方針を策定する。

1 機関内の責任体系の明確化

不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、機関内外に公表し、周知・徹底を図る。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3 不正を誘発させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。

5 情報伝達を確保する体制の確立

公的研究費の使用ルール等についての相談や不正使用等に関する告発を受付ける「窓口」を設置する。

6 モニタリングの在り方

公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。